平成31年度

三重県私費外国人留学生奨学金募集案内

三重県では、成績、人物ともに優秀な留学生に奨学金を給付し、

２１世紀を担う国際感覚と視野に富んだ人材を育成します。

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例（※）に基づき、三重県内の大学等で学ぶ私費外国人留学生で優秀な方に奨学金を給付し、将来にわたって教育・文化・産業をはじめとする各分野で活躍することが期待でき、本県の多文化共生社会実現に資する人材の育成に貢献することを目的とします。

※この条例は、三重県の国際化に貢献する人材および世界を舞台に幅広く活躍する人材を育成するために平成12年に制定されています。

主催　**三重県**

事業委託先　**公益財団法人三重県国際交流財団**

【奨学金の金額等】

給　付　額	在籍する県内の大学等の留学期間の年間授業料相当額（奨学金の交付決定がなされた日が属する三重県の会計年度の４月１日から３月３１日までの授業料を基に決定した金額）。ただし６０万円を上限とします（入学費、寮費、年間登録費、施設充実費、保険料等は対象外。１年に満たない期間については、ひと月５万円を上限に算出）。 なお授業料の減免を受ける場合は、減免後の額を基に決定します。
給付期間	最短修了年限の範囲内で継続受給が可能。三重県の会計年度を超えて継続を希望する場合は、会計年度ごとに交付申請が必要です。ただし４８カ月を上限とします。
給付方法	授業料の支払い証明書等が提出され、奨学金額を認定後、平成３１年４月分からの奨学金を、奨学生名義の口座に給付します。
給付人員	５名以内

【応募資格】　奨学金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する方です。

（１）本奨学金の目的を理解し、留学中および留学後も本県の発展のために貢献する義務を果たすことができる方。

（２）県内の大学等に留学する方で、平成３１年４月１日現在

①　出入国管理及び難民認定法別表第１に定める「留学」の在留資格を有する方。

②　三重県内の市町に住居地の届出をしている方。

（３）平成３１年４月１日現在、４０歳未満であること。

（４）三重県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（４年生、５年生の方）の正規課程に、私費で継続しておおむね１年以上在籍し、応募年の４月１日以降に本奨学金の給付対象期間がおおむね１年以上あること。

（５）平成３１年４月１日現在、在籍する大学等から授業料の全額免除を受けていないこと。

（６）本奨学金を過去に受給したことがないこと。

（７）官公庁または企業等の派遣による留学でないこと。

【応募方法】　全て黒色のボールペンまたはペンで記入してください（鉛筆書き不可）。

次の書類各１通を各大学等の当奨学金担当課へ提出してください。	
提出書類	（１）三重県私費外国人留学生奨学金給付申込書（様式１） （２）在留カードの写し （３）在籍する大学等の直近までの成績証明書（１学年分以上のもの） ※１年生の場合は母国の最終学歴の成績証明書、または、日本国内の他大学等の成績証明書
	（注１）この他選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。 （注２）上の書類は、日本語または日本語訳を付けて提出してください。 （注３）応募書類は、原則として返却しません。

【申込から決定まで】

大学等の長の推薦書の添付が必要です。奨学金に関する手続きはすべて大学等を通じて行います。

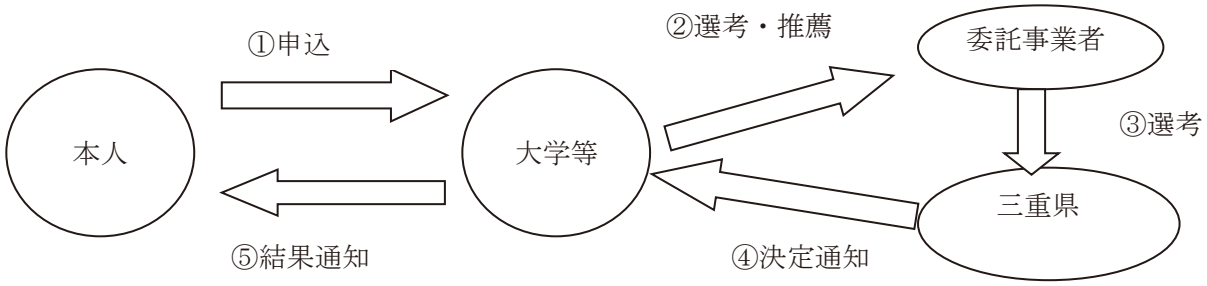

＊奨学金の給付決定にかかる事務のうち、奨学金の応募受付から選考までは委託事業者が行い、給付の決定および支給については、三重県が行います。

【応募受付期間】

平成３１年３月４日（月）～平成３１年４月１９日（金）（郵送可。平成３１年４月１９日午後５時必着）
在籍する大学等の指定する日までに、当奨学金担当課へ提出してください。

【選　　考】

（１） 論文・書類選考

論文選考における日本語による論文記述試験は、応募者全員に対して、２０１９（平成３１）年５月１１日（土）に実施します。詳細については、在籍する大学等を通じて応募者全員に連絡します。論文・書類選考の結果は、在籍する大学等を通じて応募者全員に６月上旬頃に通知します。

※欠席者は、理由の如何にかかわらず辞退したものとみなします。

（２） 面接選考

論文・書類選考に合格した方に対して、２０１９（平成３１）年７月１４日（日）に実施します。詳細については、在籍する大学等を通じて書類選考の結果とともに該当者に通知します。

※指定した日に面接を受けなかった場合は、理由の如何にかかわらず辞退したものとみなします。

（３） 最終決定

最終審査結果は８月上旬頃に、三重県から大学等を通じて本人に通知します。

【奨学金受給の際の義務】

（１） 退学、停学その他の処分を受けたとき、転学、休学、長期にわたる欠席、在籍のまま他の大学等に留学するとき、在留資格に変更があったとき、氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったときは、大学等を通じて速やかに三重県に届出書を提出してください。

（２） 学習状況、生活状況について定期的に報告をしていただきます。

（３） 学業を終えたときは、その後の住所および勤務先等を、三重県に報告してください。

【三重県私費外国人留学生奨学金奨学生としての活動】

（１）三重県の国際交流活動の推進および本県の教育、文化、産業の発展のため、留学中および留学後も、出身国についての情報提供等を積極的に行なっていただきます。

（２）三重県に貢献していただくため、三重県私費外国人留学生奨学金奨学生名簿への登録および情報の更新についてご協力をお願いします。

（３）三重県等主催の事業への参加（年２～３回）を求めることがあります。

（４）通訳・翻訳などの活動に協力をお願いする場合があります。

【奨学金給付の停止および返還】

申請時の応募資格を喪失したとき、申請書等提出書類の記載事項に虚偽があったとき、在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき、休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき、あるいは卒業見込みがないと判断されたときは、奨学金給付を停止し、または給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

【書類提出先】在籍大学等の当奨学金担当課へ提出してください。

大学等	担当課・担当者	電話番号	連絡先
三重大学	学術情報部国際交流チーム 田中（たなか）	059-231-9057（直）	〒514-8507 津市栗真町屋町 1577
皇學館大学	学生支援部学生担当 藤原（ふじわら）	0596-22-6317（直）	〒516-8555 伊勢市神田久志本町 1704
四日市大学	教育・学生支援部 留学生支援課	059-365-6793（直）	〒512-8512 四日市市萱生町 1200
鈴鹿医療科学大学	学生課 溝畑（みぞはた）	059-340-0336（直）	〒510-0293 鈴鹿市岸岡町 1001-1
鈴鹿大学	教務・学生支援課 上田（うえだ）	059-372-2121（代） 059-372-3915（直）	〒510-0298 鈴鹿市郡山町 663-222
三重県立看護大学	教務学生課 望月（もちづき）	059-233-5600（代） 059-233-5694（直）	〒514-0116 津市夢が丘 1-1-1
四日市看護医療大学	教学課 山口（やまぐち）	059-340-0703（直）	〒512-8045 四日市市萱生町 1200
三重短期大学	学生部教務学生担当	059-232-2341（代）	〒514-0112 津市一身田中野 157
鈴鹿大学短期大学部	教務・学生支援課 上田（うえだ）	059-372-3900（代） 059-372-3915（直）	〒510-0298 鈴鹿市郡山町 663-222
高田短期大学	学生課 生桑（いくわ）	059-232-2310（代）	〒514-0115 津市一身田豊野 195
鈴鹿工業高等専門学校	学生課学生支援係	059-368-1732（直）	〒510-0294 鈴鹿市白子町
鳥羽商船高等専門学校	学生課教務係	0599-25-8032（直）	〒517-8501 鳥羽市池上町１番１号
近畿大学工業高等専門学校	国際交流部	0595-41-0111（代）	〒518-0459 名張市春日丘 7-1

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 多文化共生班	公益財団法人三重県国際交流財団
TEL 059-222-5974　FAX 059-222-5984 HP：http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/ E-mail: tabunka@pref.mie.jp	TEL 059-223-5006　FAX 059-223-5007 HP：http://www.mief.or.jp E-mail:mief@mief.or.jp
住所　〒５１４－０００９　三重県津市羽所町７００番地アスト津３階	

＊平成３１年４月１日以降の申込み・問い合わせ先については、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班にご確認ください。